

議員提出議案第1号

須賀川市議会基本条例を廃止する条例

上記議案を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条及び須賀川市議会議事規則(平成16年須賀川市議会議事規則第1号)第8条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成28年3月18日

議会運営委員長 佐藤 暲 二

須賀川市議会議長 広瀬 吉彦 様

須賀川市議会基本条例を廃止する条例

須賀川市議会基本条例（平成 16 年須賀川市条例第 77 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議員提出議案第 2 号

須賀川市議会議員定数条例

上記議案を、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 109 条及び須賀川市議会
本会議規則(平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号)第 8 条第 2 項の規定により、別
紙のとおり提出します。

平成 28 年 3 月 18 日

議会運営委員長 佐藤 瞭 二

須賀川市議会議長 広瀬 吉彦 様

須賀川市議会議員定数条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定に基づき、須賀川市議会の議員の定数は 24 人とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議員提出議案第3号

須賀川市議会定例会条例

上記議案を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条及び須賀川市議会議事規則(平成16年須賀川市議会規則第1号)第8条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成28年3月18日

議会運営委員長 佐藤 瞭 二

須賀川市議会議長 広瀬 吉彦 様

須賀川市議会定例会条例

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 102 条第 2 項の規定に基づく須賀川市議会の定例会の回数は、毎年 4 回とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議員提出議案第4号

須賀川市議会委員会条例

上記議案を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条及び須賀川市議会議事規則(平成16年須賀川市議会規則第1号)第8条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成28年3月18日

議会運営委員長 佐藤 暲 二

須賀川市議会議長 広瀬 吉彦 様

須賀川市議会委員会条例

須賀川市議会委員会条例（平成16年須賀川市条例第78号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条第3項の規定に基づき、須賀川市議会(以下「議会」という。)の委員会の委員の選任その他委員会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（常任委員会の設置）

第2条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員会の名称、所管及び委員定数並びに常任委員の所属）

第3条 常任委員会の名称、所管及び委員定数は、次の表のとおりとする。

常任委員会の名称	常任委員会の所管	委員定数
総務常任委員会	議会、企画財政部（長期的水資源対策に関する事務は除く。）、行政管理部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の分掌事務並びに他の常任委員会に属さない事務	6人
建設水道常任委員会	建設部（教育財産の建築に関する事務は除く。）及び上下水道部の分掌事務並びに長期的水資源に関する事務	6人
生活産業常任委員会	生活環境部、産業部及び農業委員会の分掌事務	6人
教育福祉常任委員会	健康福祉部、文化スポーツ部及び教育委員会の分掌事務並びに教育財産の建築に関する事務	6人
議会広報常任委員会	議会の広報に関する事務	8人
予算常任委員会	当初予算及び補正予算に関する事務	23人

2 議員は、前項に規定する総務常任委員会、建設水道常任委員会、生活産業常任委員会又は教育福祉常任委員会のいずれかの委員とならなければならない。

（議会運営委員会の設置）

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員（以下「議会運営委員」という。）の定数は、8人とする。

（常任委員及び議会運営委員の任期）

第5条 常任委員会の委員（以下「常任委員」という。）及び議会運営委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 任期満了による常任委員及び議会運営委員の改選は、任期満了の日前60日以内に行うものとする。

3 常任委員及び議会運営委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が選任されるまで、その職務を行うものとする。

（常任委員及び議会運営委員の任期の起算）

第6条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選に伴う常任委員及び議会運営委員の任期は、前任委員の任期満了の日の翌日から起算する。

（特別委員会の設置）

第7条 特別委員会は、必要がある場合において、議会の議決により置くことができる。

2 特別委員会の委員（以下「特別委員」という。）の定数は、議会の議決により決定する。

（資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置）

第8条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、議会の議決により資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会を設置しなければならない。

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、議会の議決により決定する。

（委員の選任）

第9条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中にあつては、議長が委員を指名できる。

2 議長は、前項ただし書の規定のより委員を指名したときは、その旨を次の議会に報告しなければならない。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第5条第1項ただし書の例による。

（委員長及び副委員長）

第10条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、委員長及び副委員長1人を置かなければならない。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第11条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行なわせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行なう。

(委員長の議事整理権及び秩序保持権)

第12条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第13条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長の辞任)

第14条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

第15条 委員(総務常任委員会、建設水道常任委員会、生活産業常任委員会及び教育福祉常任委員会の委員を除く。次項において同じ。)が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中にあるときは、議長が許可することができる。

2 議長は、前項ただし書の規定により委員の辞任を許可したときは、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(招集)

第16条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があるときは、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第17条 委員会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第19条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第18条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 委員長は、委員として議決に加わることはできない。

(委員長、副委員長及び委員の除斥)

第19条 委員長、副委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参加することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(委員会の再審査)

第20条 委員会は、付託された事件について、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の議決により再審査をすることができる。ただし、再審査ができるのは、本会議の議題となる前の事件に限る。

- (1) 重大な事情の変更があつたとき。
- (2) 重大な資料の秘匿があつたとき。
- (3) 重大な説明の^{かし}瑕疵があつたとき。
- (4) その他委員会の判断に影響を与えると認められる状況の変化があつたとき。

(会議の公開及び秘密会)

第21条 委員会の会議は、これを公開する。ただし、議決により秘密会を開くことができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会で諮って決める。

(傍聴の取扱い)

第22条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 前項の許可を得た者の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(出席説明の要求)

第23条 委員長は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長、監査委員その他法令若しくは条例の規定による委員会の代表者又は委員及びその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(委員長の秩序保持に関する措置)

第24条 委員長は、委員会において法、須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第 号。以下「会議規則」という。）若しくはこの条例に違反し、又は委員会の秩序を乱す委員があるときは、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

- 2 委員長は、委員が前項の規定による命令に従わないときは、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。
- 3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第25条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

- 2 議長は、前項の承認をしたときは、日時、場所、意見を聴く案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べる者の申出)

第26条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書でその理由及び案件に対する賛否を、当該委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第27条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者（以下「公述人」という。）は、前条の規定により文書で申し出た者その他の者の中から委員会において決定し、議長を経て本人に通知する。

- 2 委員会は、前条の規定により申し出た者の中に、その案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第28条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

(委員及び公述人の質疑)

第29条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第30条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を掲示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第31条 委員会は、参考人の出席を求めるときは、議長の承認を得なければならない。

- 2 議長は、前項の承認をしたときは、参考人に対し、日時、場所、意見を聴く案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、前3条の規定を準用する。

(会議録)

第32条 委員長は、職員に会議の概要、出席委員の氏名等を記載した会議録を調製させ、署名しなければならない。

2 前項の会議録は、電磁的記録によることができる。この場合において、同項の署名については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の会議録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会議規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議員提出議案第5号

須賀川市議会会議規則

上記議案を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条及び須賀川市議会
本会議規則(平成16年須賀川市議会規則第1号)第8条第2項の規定により、別
紙のとおり提出します。

平成28年3月18日

議会運営委員長 佐藤 暲 二

須賀川市議会議長 広瀬 吉彦 様

須賀川市議会会議規則

目次

第1章 総則 (第1条)

第2章 会議

第1節 総則 (第2条—第13条)

第2節 議案及び動議 (第14条—第19条)

第3節 議事日程 (第20条—第24条)

第4節 選挙 (第25条—第31条)

第5節 議事 (第32条—第44条)

第6節 秘密会 (第45条・第46条)

第7節 発言 (第47条—第61条)

第8節 表決 (第62条—第72条)

第9節 公聴会及び参考人 (第73条—第79条)

第10節 会議録 (第80条—第84条)

第3章 委員会

第1節 総則 (第85条—第89条)

第2節 審査 (第90条—第104条)

第3節 秘密会 (第105条・第106条)

第4節 発言 (第107条—第117条)

第5節 委員長及び副委員長の互選 (第118条・第119条)

第6節 表決 (第120条—第129条)

第4章 請願 (第130条—第137条)

第5章 辞職及び資格の決定 (第138条—第142条)

第6章 規律 (第143条—第147条)

第7章 懲罰 (第148条—第153条)

第8章 協議又は調整を行うための場 (第154条)

第9章 議員の派遣 (第155条)

第10章 補則 (第156条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第120条の規定に基づき、須賀川市議会(以下「議会」という。)の会議その他議会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会議

第1節 総則

(参集)

第2条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集しなければならない。

2 参集した議員は、応招簿(参集通告簿)に押印し、出退表示板により出退を表示しなければならない。

(欠席又は遅刻の届出)

第3条 議員は、事故のため欠席又は遅刻するときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(議席)

第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において議長が定める。

- 2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。
- 3 議長は、必要があるときは、議席を変更することができる。
- 4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第5条 会期は、毎会期の初めに、議会の議決により定める。

- 2 会期は、招集された日から起算する。
- 3 議会運営委員会は、招集告示後、あらかじめ会期運営予定を定めなければならない。

(会期の延長)

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件の議事が全て終了したときは、会期中でも議会の議決により閉会することができる。

(議会の開閉)

第8条 議会の開会及び閉会は、議長が宣告する。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、議長において必要があると認めるときは、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

2 会議の開始は、議長の定める方法で報ずる。

(休会)

第10条 須賀川市の休日を定める条例（平成元年須賀川市条例第17号）第1条第1項に規定する市の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会の議決により休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 議長は、法第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 議長は、開議時刻後相当の時間を経てもなお出席議員が定足数に達しないときは、延会を宣告することができる。

2 議長は、会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 議長は、会議中定足数を欠くに至ったときは、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂にいる議員又は議員の住所に、口頭又は文書により行う。

第2節 議案及び動議

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出するときは、案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者（提出者を含む。）とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、案を備え、理由を付け、委員長名をもって議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第16条 動議は、法又はこの規則に特別の規定がある場合を除くほか、2人以上の賛成者(提出者を含む。)がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第17条 議員が議長に修正の動議を提出するときは、案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の提出者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者(提出者を含む。)とともに連署しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 議長は、他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 提出者が事件を撤回又は訂正及び動議を撤回するときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった事件の撤回又は訂正及び動議の撤回については、議会の許可を得なければならない。

2 委員会が提出した議案につき前項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

第3節 議事日程

(議事日程の作成及び配付)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。

(議事日程の順序変更及び追加)

第21条 議長は、必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、討論をしないで会議に諮って議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開

くことができる。

- 2 議長は、前項の規定により会議を開く場合は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

- 第23条 議長は、議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき又はその議事が終了しなかったときは、更にその議事日程を定めなければならない。

(議事日程の終了及び延会)

- 第24条 議長は、議事日程に記載した事件の議事が終了したときは、散会を宣告する。

- 2 議長は、議事日程に記載した事件の議事が終了しない場合でも、必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、討論をしないで会議に諮って延会することができる。

第4節 選挙

(選挙の宣告)

- 第25条 議長は、議会において選挙を行うときは、その旨を宣告する。

(投票用紙の配付及び投票箱の点検)

- 第26条 議長は、投票を行うときは、職員に投票用紙を配付させた後、配付漏れの有無を確かめなければならない。

- 2 議長は、職員に投票箱を点検させなければならない。

(投票)

- 第27条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を投票箱に投入する。

(投票の終了)

- 第28条 議長は、投票が終了したと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。

(開票及び投票の効力)

- 第29条 議長は、開票を宣告した後、3人以上の立会人とともに投票用紙を点検しなければならない。

- 2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

- 3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

- 第30条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第31条 議長は、当選人の任期の間、関係書類を保存しなければならない。

第5節 議事

(議題の宣告)

第32条 議長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

(一括議題)

第33条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第34条 会議に付する事件は、第132条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で付託することができる。

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会への付託は、討論をしないで会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第35条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査が終了した後、議題とする。

(委員長の報告)

第36条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告する。

2 前項の報告は、討論をしないで会議に諮って省略することができる。

3 委員長の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第37条 議長は、修正案が提出された場合において、委員長の報告が終了したとき又は委員会への付託を省略したときは、その説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第38条 議員は、委員長の報告に対し、質疑をすることができる。

2 議員は、修正案に関し、その提出者及び説明のための出席者に対し、質疑をすることができる。

(討論及び表決)

第39条 議長は、前条の質疑が終了したときは討論に付し、その終結後、表決を行う。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第40条 議会は、議決後、条項、字句、数字その他の整理が必要なときは、議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査期限)

第41条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査が終了しなかったときは、その事件は、第35条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第42条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(再付託)

第43条 議会は、委員会が報告した事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第44条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第45条 議長は、秘密会を開く議決があったときは、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第46条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第7節 発言

(発言の許可)

第47条 発言は、全て議長の許可を得た後にしなければならない。

(発言通告書及び順序)

第48条 議員は、会議において発言するときは、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑及び質問についてはその要旨を、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が決定する。

4 発言の通告をした議員が欠席したとき又は発言の順位に当たっても発言しないとき若しくは議場にいないときは、その通告は効力を失う。

5 第1項の規定にかかわらず、発言の通告をしない者が発言しようとするときは、発言の通告をした者が全て発言を終えた後でなければ、発言を求めることができない。

(討論の方法)

第49条 議長は、討論については、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言及び討論)

第50条 議長は、議員として発言するときは、議席に着き発言し、発言が終了した後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終了するまで議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第51条 発言は、全て簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反するときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第52条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言の時間の制限)

第53条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長は、前項の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(議事進行に関する発言)

第54条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議長は、議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第55条 延会、中止又は休憩のため発言が終らなかった議員は、再びその議事が始まったときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第56条 議長は、質疑又は討論が終了したときは、その終結を宣告する。

2 議員は、質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 議長は、質疑又は討論終結の動議については、討論をしないで会議に諮って決定する。

(選挙及び表決時の発言制限)

第57条 議員は、選挙及び表決の宣告後は、発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第58条 議員は、市の一般事務について質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問)

第59条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないときは、議会の同意を得て質問することができる。

2 議長は、前項の同意について、討論をしないで会議に諮って決定する。

3 議長は、第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第60条 質問については、第56条の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第61条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言を訂正することができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第62条 議長は、表決をとるときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第63条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第64条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第65条 議長は、表決をとるときは、問題を可とする議員を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長は、起立者の多少を認定しがたいとき又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、記名投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第66条 議長は、必要があると認めるとき又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名投票で表決をとる。

(議場の出入口閉鎖)

第67条 議長は、第65条第2項及び前条の規定により、投票による表決を行なうときは、投票による表決を行う旨を宣告した後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票の方法)

第68条 第65条第2項及び第66条に規定する投票を行う場合には、問題を可とする議員は所定の賛成票を、問題を否とする議員は所定の反対票を投票箱に投入しなければならない。

(選挙規定の準用)

第69条 記名投票を行う場合には、第26条から第29条まで及び第30条第1項の規定を準用する。

(表決の訂正)

第70条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第71条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮り、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告する。ただし、議長は、その宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第72条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 議長は、同一の議題について議員から数個の修正案が提出されたときは、表決の順序を決めることとし、その順序は原案に最も遠いものから先に行う。ただし、議長は、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第73条 議長は、会議において公聴会を開く議決があったときは、その日時及び場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第74条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第75条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者その他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第76条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 議長は、公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、発

言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第77条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第78条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。

ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第79条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時及び場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第76条、第77条及び第78条の規定を準用する。

第10節 会議録

(会議録の記載事項)

第80条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職名及び氏名
- (5) 説明のため出席した者の職名及び氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会の報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票の賛否
- (15) その他議長又は議会において必要とする事項

2 議事は、議長の定める方法により記録する。

(会議録の公開)

第81条 閲覧用の会議録を議会の図書室に備え付けるとともに、電磁的記録をもって作成した会議録は電磁的方法によって広く一般に公開する。

(会議録に掲載しない事項)

第82条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第61条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第83条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合は、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、3人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第84条 会議録の保存期間は、永久とする。

第3章 委員会

第1節 総則

(議長への通知)

第85条 委員長は、委員会を招集するときは、開会の日時、場所、事件等を、あらかじめ議長に通知しなければならない。

(委員会における欠席又は遅刻の届出)

第86条 委員は、事故のため欠席又は遅刻するときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(会議中の委員会の禁止)

第87条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(委員会における会議の開閉等)

第88条 会議の開閉等は、委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(委員会における定足数に関する措置)

第89条 委員長は、開議時刻後相当の時間を経てもなお出席委員が定足数に達しないときは、散会を宣告することができる。

2 委員長は、会議中定足数を欠くおそれがあると認めるときは、委員の退席を制止し、又は委員会の会議室外の委員に出席を求めることができる。

3 委員長は、会議中定足数を欠いたときは、休憩又は散会を宣告する。

第2節 審査

(委員会における議題の宣告)

第90条 委員長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

(委員会における一括議題)

第91条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(審査順序)

第92条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行う。

(委員会における先決動議の表決の順序)

第93条 委員長は、他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、表決の順序を決定する。ただし、出席委員から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(動議の撤回)

第94条 提出委員が会議の議題となった動議を撤回するときは、委員会の承認を得なければならない。

(委員における議案修正)

第95条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第96条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第97条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議し

て、連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第98条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第99条 常任委員会又は議会運営委員会は、その所管に属する事務等について調査するときは、その事項、目的、方法、期間等を、あらかじめ議長に通知しなければならない。

(委員の派遣)

第100条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣するときは、日時、場所、目的、経費等を記載した委員派遣承認要求書を、あらかじめ議長に提出し、承認を得なければならない。

(委員会における議事の継続)

第101条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(委員会における議決事件の字句及び数字等の整理)

第102条 委員会は、議決後、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

(委員会報告書)

第103条 委員会は、事件の審査又は調査が終了したときは、報告書を作成し、委員長から議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査等)

第104条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

第3節 秘密会

(委員会における指定者以外の者の退場)

第105条 委員長は、須賀川市議会委員会条例（平成27年須賀川市条例第 号）第21条ただし書の規定により秘密会を開くときは、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を委員会室等の外に退去させなければならない。

(委員会における秘密の保持)

第106条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第4節 発言

(委員会における発言の許可)

第107条 発言は、全て委員長の許可を得た後にしなければならない。

(委員の発言)

第108条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決定したときは、この限りでない。

(委員会における発言内容の制限)

第109条 発言は、全て簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わないときは発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第110条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決定する。

(委員長の発言)

第111条 委員長が委員として発言しようとするときは、委員長の職務を副委員長に代行させ、委員長席で委員として発言することができる。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終了するまで副委員長が職務を代行する。

(発言時間の制限)

第112条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。ただし、委員長が定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(委員会における議事進行に関する発言)

第113条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

(委員会における発言の継続)

第114条 会議の中止又は休憩のため発言が終らなかった委員は、再びその議事が始まったときは、前の発言を続けることができる。

(委員会における質疑又は討論の終結)

第115条 委員長は、質疑又は討論が終了したときは、その終結を宣告する。

2 委員は、質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 委員長は、質疑又は討論終結の動議については、討論をしないで会議に諮って決定する。
(委員会における選挙及び表決時の発言制限)

第116条 委員は、選挙及び表決の宣告後は、発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(委員会における発言の取消し又は訂正)

第117条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言を訂正することができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第5節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第118条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行なう。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

4 第1項の投票を行なう場合には、委員長の職務を行なっている者も、投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人を当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があつた者を当選人とする。

(委員長及び副委員長の互選における選挙規定の準用)

第119条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第25条から第31条までの規定を準用する。

第6節 表決

(委員会における表決問題の宣告)

第120条 委員長は、表決をとるときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第121条 表決の際、会議の場にはいない委員は、表決に加わることができない。

(委員会における条件の禁止)

第122条 表決には、条件を付けることができない。

(委員会における起立による表決)

第123条 委員長は、表決をとるときは、問題を可とする委員を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長は、起立者の多少を認定しがたいとき又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、記名投票で表決をとらなければならない。

(委員会における投票による表決)

第124条 委員長は、必要があると認めるとき又は出席委員から要求があるときは、記名投票で表決をとる。

(委員会における投票の方法)

第125条 第123条第2項及び第124条に規定する投票を行う場合には、問題を可とする委員は所定の賛成票を、問題を否とする委員は所定の反対票を投票箱に投入しなければならない。

(委員会の表決における選挙規定の準用)

第126条 記名投票を行なう場合には、第26条から第28条まで及び第30条第1項の規定を準用する。

(委員会における表決の訂正)

第127条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(委員会における簡易表決)

第128条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮り、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告する。ただし、委員長は、その宣告に対して出席委員から異議があるときは、起立の方法で表決をとらなければならない。

(委員会における表決の順序)

第129条 委員長は、同一の議題について委員から数個の修正案が提出されたときは、表決の順序を決めることとし、その順序は原案に最も遠いものから先に行う。ただし、委員長は、表決の順序について出席委員から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

第4章 請願

(請願書の記載事項等)

第130条 法第124条の請願書（以下「請願書」という。）には、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名。次条において同じ。）を邦文で記載し、請願者が押印をしなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書に署名又は記名押印しなければならない。

3 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願文書表等の作成及び配布)

第131条 議長は、請願文書表を作成し、請願書の写しを添えて議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、受理年月日、請願名、請願者の住所及び氏名並びに紹介議員の氏名を記載する。

(請願の委員会付託)

第132条 議長は、請願付託表を作成し配布するとともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願付託表には、請願番号、請願名、請願者の住所及び氏名、紹介議員の氏名並びに付託委員会を記載する。

4 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の委員会出席)

第133条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第134条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1) 採択とすべきもの

(2) 不採択とすべきもの

- 2 委員会は、審査結果に意見を付けることができる。
- 3 委員会が採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することが適当なもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することが適当なものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第135条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付することと決定したものについてはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することと決定したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第136条 議長は、陳情書又はこれに類するものを受理したときは、その写しを議員に配布するものとする。

(紹介議員の取消し)

第137条 議員が、議会に提出した請願の紹介を取り消すときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった請願の紹介の取消しについては、議会の許可を得なければならない。

第5章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第138条 議長は、辞職しようとするときは副議長に、副議長は、辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

- 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論をしないで会議に諮ってその許否を決定する。
- 3 議長は、閉会中に副議長の辞職を許可したときは、次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第139条 議員は、辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

(資格決定の要求)

第140条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、その理由を記載した要求書を、証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第141条 議会は、前条の規定による要求について、第34条第3項の規定にかかわらず、委員会への付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

第142条 議長は、議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第6章 規律

(品位の尊重)

第143条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第144条 議場又は委員会の会議室に入る者は、会議の妨げになるものを携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第145条 何人も、会議中は、不必要に発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第146条 議員は、会議中は、不必要にその席を離れてはならない。

(議長の秩序保持権)

第147条 規律に関する問題は、全て議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議に諮って定める。

第7章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第148条 懲罰の動議は、文書により法第135条第2項に規定する数の発議者が連署して議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。

ただし、第46条第2項又は第106条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第149条 議会は、懲罰について、第34条第3項の規定にかかわらず、委員会への付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第150条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議で一身上の弁明をする場合において、議会の同意を得たときは、他の議員に代わって弁明させることができる。

(懲罰の宣告)

第151条 議長は、議会が懲罰の議決をしたときは、公開の議場において宣告する。

(戒告又は陳謝の方法)

第152条 戒告又は陳謝は、議会の定めた戒告文又は陳謝文によって行う。

(出席停止の期間)

第153条 出席停止期間は、6日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された議員についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

第8章 協議又は調整を行うための場

(議案の審査又は協議若しくは調整を行うための場)

第154条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）は、次の表のとおりとする。

名称	目的	構成員	招集権者
議員全員協議会	市政全般に関する事項並びに議会の組織及び運営に関する事項について、協議又は調整を行うこと。	全議員	議長
会派代表者会議	議会の組織及び運営に関する基本的な事項について、各会派間の意見の調整をすること。	議長、副議長及び 会派代表者	議長

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に置こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を置くに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第9章 議員の派遣

(議員の派遣)

第155条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中にあつては、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第10章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第156条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(須賀川市議会本会議規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）

(2) 須賀川市議会委員会規則（平成16年須賀川市議会規則第2号）

議員提出議案第 6 号

須賀川市議会本会議傍聴規則を廃止する規則

上記議案を、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 109 条及び須賀川市議会本会議規則(平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号)第 8 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 28 年 3 月 18 日

議会運営委員長 佐藤 暲 二

須賀川市議会議長 広瀬 吉彦 様

須賀川市議会本会議傍聴規則を廃止する規則

須賀川市議会本会議傍聴規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 3 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。